

## 国の教育振興基本計画、北海道教育推進計画及び北広島市教育基本計画の比較について

教育振興基本計画(平成20年～平成24年)		北海道教育推進計画(平成20年3月策定、平成25年3月改定)				北広島市教育基本計画(2011～2020 平成23年3月制定)				
今後10年間を通じて目指すべき教育の姿	①義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる	基本理念	自立	自然豊かな北の大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む			理念	生涯にわたって人格を磨き、豊かな人生を送ることができる社会の実現		
			共生	心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む			目標	大志をいだき学ぶまち・きたひろしま		
施策の基本的方向	基本的方向ごとの施策(今後5年間)	基本目標	基本方向		施策項目		政 策	施策項目		
基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む	①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる ②家庭の教育力の向上を図る ③人材育成に関する社会の要請に応える ④いつでもどこでも学べる環境をつくる	基本目標4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進	7	家庭の教育力の向上への支援の充実	27 家庭の教育力の向上	政策1 やさしく支えあう教育連携の推進	施策1	家庭の教育力向上への支援内容の充実		
			8	地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進	28 幼児教育・子育て支援の充実	政策2 「生きる力」を育む学校教育の推進	施策4	幼児教育の振興・充実		
					29 地域の教育力の向上	政策1 やさしく支えあう教育連携の推進	施策3/10/11	地域が支える健全育成活動の充実/開かれた学校づくりの推進/教育環境の整備		
					30 子どもたちの安全・安心を確保する体制づくりの推進	政策2 「生きる力」を育む学校教育の推進	施策3	地域が支える健全育成活動の充実		
基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、社会の一員として生きる基盤を育てる	①知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する ②規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる ③教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる ④教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する ⑤幼児期における教育を推進する ⑥特別なニーズに対応した教育を推進する	基本目標1 社会で生きる実践的な力の育成	1	生きる知恵につながる確かな学力を育み、自立した生き方を支える教育の推進	1 確かな学力の育成を目指す教育の推進	政策2 「生きる力」を育む学校教育の推進	施策6	確かな学力の育成を目指す教育の推進		
					2 コミュニケーション能力を育む教育の推進		施策5	豊かな心を育む教育の充実		
					3 特別支援教育の充実		施策8	特別支援教育の充実		
					4 ふるさと教育の充実		施策9	社会の変化や課題に対応した教育の推進		
					5 国際理解教育の充実		施策9/13	社会の変化や課題に対応した教育の推進/地域や世代を見据えた学習機会の充実		
					6 理科・数学教育の充実		施策6	確かな学力の育成を目指す教育の推進		
					7 情報教育の充実		施策9	社会の変化や課題に対応した教育の推進		
					8 キャリア教育の充実		施策9	社会の変化や課題に対応した教育の推進		
					9 産業教育の充実		-			
					10 環境教育の推進		施策9	社会の変化や課題に対応した教育の推進		
					11 高等教育の充実		-			
			3	豊かな心と健やかな体の育成	12 道徳教育の充実	施策5	豊かな心を育む教育の充実			
					13 読書活動の推進	施策5/17/18	豊かな心を育む教育の充実/図書館サービスの充実/子どもの読書活動推進			
					14 体験的な活動の充実	施策5	豊かな心を育む教育の充実			
4	心身の健やかな成長を促す教育の推進	15 生徒指導・教育相談の充実	施策2/5	教育相談体制の充実/豊かな心を育む教育の充実						
		16 体力・運動能力の向上	施策7	健やかな体を育てる教育の推進						
		17 食育の推進	施策7	健やかな体を育てる教育の推進						
		18 健康教育の充実	施策7	健やかな体を育てる教育の推進						
基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	①安全・安心な教育環境を実現する ②質の高い教育を支える環境を整備する ③私立学校の教育研究を振興する ④教育機会の均等を確保する	基本目標3 信頼される学校づくりの推進	5 魅力ある学校づくりの推進	19 安全教育の充実	政策1 やさしく支えあう教育連携の推進	施策3	地域が支える健全育成活動の充実			
				20 開かれた学校づくりの推進	政策3 信頼され、魅力ある学校づくりの推進	施策10	開かれた学校づくりの推進			
				21 特色ある学校づくりの推進	施策10	開かれた学校づくりの推進				
				22 学校間の連携・接続の推進	施策4/6	幼児教育の振興・充実/確かな学力を育てる教育の充実				
		6	教職員に対する信頼性の向上	23 学校施設・設備の充実	施策5/9/11	豊かな心を育む教育の推進/社会の変化や課題に対応した教育の推進/教育環境の整備				
				24 私立学校への支援の充実	施策11	教育環境の整備				
				25 教職員の資質・能力の向上	施策8/11	特別支援教育の充実/教育環境の整備				
				26 管理職のリーダーシップによる学校組織の活性化	施策10	開かれた学校づくりの推進				
7	家庭の教育力の向上への支援の充実	27 家庭の教育力の向上	政策1 やさしく支えあう教育連携の推進	施策1	家庭の教育力向上への支援内容の充実					
		28 幼児教育・子育て支援の充実	政策2 「生きる力」を育む学校教育の推進	施策4	幼児教育の振興・充実					
8	地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進	29 地域の教育力の向上	政策1 やさしく支えあう教育連携の推進	施策3/10/11	地域が支える健全育成活動の充実/開かれた学校づくりの推進/教育環境の整備					
		30 子どもたちの安全・安心を確保する体制づくりの推進	政策1 やさしく支えあう教育連携の推進	施策3	地域が支える健全育成活動の充実					
○比較検討結果は 教育基本法では、地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的計画を定めるよう努力することとされている。(第17条第2項) 比較表のとおり、北広島市教育基本計画は、国の責任で行う事項、基本計画策定後に開始された国の施策を除き、国の教育振興基本計画の基本的方向を参酌したものとなっている。 ※教育振興基本計画の「基本的方向性3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える」については、高等教育を対象としたものであり、比較検討対象から除く。	基本目標5 北海道らしい生涯学習社会の実現	9	学んだ成果を生かす生涯学習の推進	31 生涯学習活動の促進	政策4 学びあい、教えあう社会教育の推進	施策12	市民の学習活動への支援内容の充実			
				32 生涯学習推進体制の充実		施策12	市民の学習活動への支援内容の充実			
		10	潤いのある地域づくりをめざす社会教育の推進	33 社会教育活動の推進	政策7 芸術文化活動の振興	施策12/13	市民の学習活動への支援内容の充実/地域や世代を見据えた学習機会の充実			
				34 社会教育推進のための基盤整備		施策14	施設の充実による学習環境の整備			
		11	文化・芸術活動の推進	35 芸術文化活動の推進	政策5 郷土愛を育む教育活動の推進	施策19/20	個性豊かな地域文化の振興/市民等との連携による芸術文化活動の展開			
				36 文化財の保存・活用	政策2 健康づくりとスポーツ活動の推進	施策16	文化財の保存と活用			
12	健康づくり、スポーツ活動の推進	37 生涯スポーツの振興	政策8 健康づくりとスポーツ活動の推進	施策21/23	健康で生きがいのあるスポーツ活動の推進/スポーツ施設の整備と運営					
		38 競技スポーツの振興		施策22	競技スポーツの振興					
ビジョンの推進に向けた体制づくり			39 道民との協働による開かれた教育行政の推進	政策5 郷土愛を育む教育活動の推進	施策15	エコミュージアム構想の展開				
			40 市町村、国、大学など関係機関との連携・協力の推進							